

静岡県教育委員会

会議録

平成 24 年度 第 23 回定例
3 月 7 日（木）

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子は、

平成 25 年 3 月 7 日に教育委員会第 23 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 25 年 3 月 7 日 (木)	開会	9 時 30 分
			閉会	14 時 30 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長	高 橋 尚 子	
		委員長職務代理者	加 藤 文 夫	
		委 員	金 子 容 子	
		委 員	溝 口 紀 子	
		委 員	齊 藤 行 雄	
		委 員 (教育長)	安 倍 徹	
	事務局 (説明員)	寺 田 好 弥	教育次長	
		杉 本 寿 久	事務局参事兼教育総務課長	
		田 中 潤	事務局参事兼学校教育課長	
		鈴 木 啓 之	事務局参事兼学校人事課長	
		吉 澤 勝 治	教育政策課長	
		奈良間 一 博	情報化推進室長	
		石 川 理 恵 子	人権教育推進室長	
		原 田 揚 一	財務課長	
		西 川 誠	福利課長	
		輿 水 まゆみ	小中学校教育室長	
		岩 城 明	高校教育室長	
		渡 邊 浩 喜	特別支援教育室長	
		塩 崎 克 幸	高校再編整備室長	
		活 洲 み な 子	社会教育課長	
		柳 田 恭 一	文化財保護課長	
		松 田 好 道	スポーツ振興課長	
		中 村 孝	静岡教育事務所長	
		橋 本 勝	静岡西教育事務所長	
		谷 野 純 夫	中央図書館長	
		三ッ谷 三 善	総合教育センター所長	
		渡 邊 聡	学校人事課人事監兼課長補佐	
		杉 山 和 幸	教育総務課事務統括監	
		山 下 厚	学校教育課参事	

4 その他

(1) 第49号～53号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1～6は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、金子委員、溝口委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第51号・52号・53号議案及び報告事項3は人事案件、報告事項5は調整中の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第51号・52号・53号議案及び報告事項3・5を非公開とする。

報告事項6 静岡県職員の退職手当に関する条例改正に伴う報告

委 員 長： 報告事項別紙「報告事項6 静岡県職員の退職手当に関する条例改正に伴う報告」の開催結果について、杉山教育総務課事務統括監より説明願う。

教育総務課事務統括監： < 報告事項についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： これは静岡県だけでなく、全国で問題になっていることである。私の個人的な意見を申し上げますと、かけこみ退職の原因については理解していて、私も職員だったらかけこみ可能性もあり得ると考えている。これは制度の欠陥であって、このような事態になっても仕方が無いと思う。かけこみ退職については理解したい。しかし、再任用に関しては疑問を持つ。地方公務員法及び静岡県定年退職者等の再任用に関する条例が教職員だけでなく、警察官と県職員にもあると思うが、再任用の条件に同じ公務員でも差がある。警察官と県職員は、自己都合退職者は再任用をされない。同じ公務員であるのに差があるのはいかなものか。その情報自体も、再任用の報告が12月にあったが、そのような事情があるということを知らずに報告を受けていた。事前にわかっていたら、もっと早く対応ができていたのではないか。それを踏まえて、退職予定者にもっと違うアプローチの仕方でも再任用を聞いたのではないか。皆さんの考えを聞いて結論を出したいと思うが、私自身の考えは、再任用をペンディングというか、他の公務員に準ずる形にして再任用をしたいかどうか、もう一度確認すべきではないか。多少、現場は混乱するかもしれないが、そうしないと他の公務員に対しても不平等であるし、もう一度、情報整理をした方がよいのではないか。

齊藤委員： 地方公務員法第 28 条の 4 に定年退職者の再任用の規定があり、定年退職者及び 25 年以上勤務した者と謳われている。それを受けて県の条例でも、25 年以上勤めると、例えば、22 歳ぐらいで就職して、47 歳ぐらいまで現場で仕事をして、何か自己都合で退職したとしても再雇用の対象になると定めてある訳ですね。経験や能力を併せ持った教職員が現場で活躍できる道を作ることは大切であり、民間企業も含めて再雇用が社会の流れとしてある。警察官との違いは存じないが、教員の現場としては子どもを教えた教員がニーズとして必要である。今回、唐突にこのようなことがでてきたが、12 月時点で再任用を認める決定をしているし、変更の必要、除外する必要はない。

加藤委員： 教職員にとって、定年退職後の生活を維持していくために、退職金と再任用制は大きなものである。その退職金が急に下げられるのは、私がもし下げられる立場だとすれば、下げられることをもう少し余裕をもって段階的にやってもらうように要求するか、それができないとすれば、ルールに沿って行動しようとする。ルールに沿って行動するとは、いつ辞めれば一番退職金が多く貰えるかと考えて行動することである。自分を棚に上げて先生は霞を食べて生きていきなさいという議論は成り立たない。最近先生に対する評価制度も厳しくなっている。昇給や昇格についても、その人の実績を見ながら決めていく。制度自体がお金である程度先生を誘導していくような制度に変わりつつある。その時に、先生だけはお金に関係なく動きなさいと強要するのは矛盾がある。ルールを決めた以上、そのルールに基づいて行動する先生方、何が得なのかと考えて行動するのは、昇給・昇格制度も同じだが、どうすれば得なのかを考えて行動する先生を期待するから昇給・昇格制度ができていく訳です。それにも関わらず、退職時だけは、自分に不利益なことであっても、黙って受け入れなさいということとはできない。ルールに従って先生が行動する限りにおいては、その行動が学校現場に不都合だとすれば、ルールが間違っているのだと思う。それでも、ルールを変えられない以上は、先生方を咎めることはできないというのが私の基本的な考え方である。したがって、今まで認められていた任用制度を、ここで辞めたからといって再任用には適用しないということはやり過ぎではないか。私は民間の経営者として、辞めていく社員に少しでも良い気分で辞めていってほしいと思う。この 3 月は辞めていく人の退職金の査定が手元に回ってくるが、たいしたことはできないが、社長権限としてできるプラスアルファ、50 万とか、100 万とかを必ず上乘せして、辞めていく人がルールに基づいて計算したものより、ちょっと多いなと思えるような金額を払うことを行ってきた。公務員はそういう意味では非常に厳しい制度の中で県民監視の中でやっているのだから仕方がないかもしれないが、今回の退職寸前で退職金を削るというやり方は、あまりにも教員の勤労意欲を削ぐものだという気がしている。

金子委員： お金のこともあるが、私個人としては教育職というものは、同時に半分は使命というものがある。その点において、私は残念さを感じる。再任用の件だが、法規的には充分わかるし、色々な諸般の事情は充分にわかるが、そのような意味で子どものためにふさわしい再任用をしていただきたい。

溝口委員： 質問だが、自己都合退職者 235 名のうちの 50 人を再任用するということか。

学校人事課長： はい。

教育総務課事務統括監： 定年退職予定者は全部で 588 人いる。そのうちの 235 人が現時点で中途退職の申し出があり、そのうちの 50 人が現時点で再任用予定者である。同じ地方公務員法なのに警察と知事部局と教育委員会が違うのは、ある程度許される部分で任命権者が運用していると理解している。他県の状況を調べてみると、静岡県と同じように年度途中で条例を改正する県、例えば、埼玉県は 2 月 1 日から引き下げの改正をした。兵庫県が 3 月 1 日、徳島県が 1 月 1 日、佐賀県が 1 月 1 日、京都府が 3 月 1 日である。これらの 5 府県は電話での聞き取りではあるが、もともと定年退職者に限らず、それに準ずる者も再任用を認めていた所に関しては、普通に認める予定であると聞いている。滋賀県が 1 月 1 日から、福岡県が今月中と聞いているが、この 2 県については、もともと教育委員会で再任用を認めておらず、同じようにやるということだったので、特にこの事象をもってということは我々としても考えていない。

溝口委員： 逆に言うと、この 50 人は再任用もありということを知った上でエントリーしてきた訳ですね。そういう意味では情報をちゃんと熟知していた。

教育総務課事務統括監： 選考試験のところで、こういう方は再任用しないとあらかじめ周知していれば、当然、対象にできなかった。それを周知できないというのは、退職手当が県で引き下がるというのは、不確定要素だったという事情がある。

斉藤委員： 静岡県の再任用の規定は、例えば、50 歳ぐらいで自己都合で退職して、すぐ再任用ではなくて、何年かやって、その後、実はやりたいと応募してきた場合も対象者になる訳ですね。

教育総務課事務統括監： 説明をしっかりとしないで申し訳なかったが、教育委員会の再任用の制度は、例えば、定年退職者というのは、60 歳に達した 3 月 31 日に退職した人だけを言う。3 月 31 日以前に辞めた者は、定年退職とは言わず、自己都合退職などと言う。県の再任用制度については、60 歳になった時に再任用するという制度である。したがって、その権利が発生してから 5 年間有効になる。ですから、先程、22 歳で教職に就いて、25 年経って、47 歳で転職した場合に 60 歳にならないと再任用できないが、そうすると 13 年経たないといけない、このような者は対象にはならない。例えば、58 歳で親の介護のために辞めた者が、親が何らかの理由で介護の必要がなくなって、60 歳になって 2 年ブランクがあって、教職を

もう一度やってみたいということであれば、権利はあるので選考試験に応募して合格すれば再任用として任用されることは可能である。

溝口委員： 今話を聞いて思ったのだが、静岡県定年退職者等の再任用に関する条例について、もう一度見直すべきではないか。なぜ、25年なのか、なぜ30年ではないのか、再任用の資質はどういうものなのか、定年退職者はある意味やりきったというか、それなりの意味があると思うが、その意味で私は、今回は色々な規則の転換期であって、時間も無い中で難しいと思うが、私は再任用制度についてももう一度再考して時代に合う形にすべきではないか。いままでクオリティに関して、再任用の資質に関して面接という形で試験を行ってきたが、それだけでいいのかという点もあるし、管理職から上がってきた調書でクエスチョンがあった部分に関しての扱いとか、もっと厳しくしてもよいのではないか。本当にクオリティの高い方を再任用していただきたい。そういう意味でも、私は、40歳だが、我々の世代はもっと下がると思う。この事態は今回だけでなく、たぶんこれからも起きてくると思う。この規定を3月31日で定年とするのか、25年なのかというところの規定を再任用に関しては、改定する必要があると思う。今回は混乱期の中で隘路の中に入ってしまったような状況だと思うので、致し方ないと思うが、ある意味、要綱については他の公務員との並びも考えて、少しそぐわないのではないかと思う。

教育長： 25年というのは、要綱というよりも条例で定められているので教育委員会で30年以上にするというのは、なかなか厳しい状況にある。25年の根拠はどこにあるかは調べなければならないが、これはオール静岡というか、全国の状況も調べながら25という数字が妥当かどうか、検討する必要がある。再任用試験は、警察、知事部局、教育委員会がそれぞれ行っている訳だが、基本的には再任用の試験は書類審査と面接になっているはずなので、バランスの問題もあるので、全国の状況や実際に知事部局や警察でどうやっているのかを含めて、昨日まで教員をやっている方が、また翌日から教員になるという時に改めて教科試験をやる必要があるのかということもあるので、色々な情報を集めながら検討していきたい。

溝口委員： 逆に簡単にハードルがあがっていいのかなというか、何のための定年かわからないという思いも我々若い世代にはある。そういう意味でも、その辺は世代観とか人それぞれだと思うが、教員はある意味、転職が効かない所もあるかと思うが、その辺りも踏まえて要綱に関しては再考すべきだと思うし、今後考えられる事態として、財政が苦しくなっていく中で、我々の世代はどんどん退職金が落とされていくと思う。その時にこのような事態がまた繰り返さないように、誰かだけが損した、得したというような状況にならないように色々不測の事態を考えて要項は作るべきだと思う。

加藤委員： いま、教育の中でいじめとか体罰とか、不祥事の問題があるが、不祥

事を起こした先生方は、みんな処罰を受けて学校を去っている。定年退職を迎える先生は、仕事の上手い下手はあるかもしれないが、そのような問題を起こさず、60歳という定年を迎えている。県民としても感謝の気持ちを持たなければならないと思う。ところが、最近報道されているような、いじめや体罰の対象となった先生方と重複して物を考えているので、先生に退職金を払うことはけしからんだとか、そんな人が辞める時にうまく駆け込んで退職金を貰うことはけしからんだとか、再雇用することはけしからんだとか、このような混同があるとすると、非常に不幸だと思う。定年まで勤めた先生方は、私も現場で何人かの先生を見ているが、みんな立派な先生である。ストレスの中で自分の仕事を全うしてきた人だという、尊敬の気持ちを持って送り出す。さりとて社会情勢が変わって一般国民の退職金が下がっているのであれば、それに合わせて退職金を下げなければならない。一方で、先生に対する、60歳まで働いたということに対する尊敬の念まで忘れ去るような社会的なバッシングというのはあってはいけないのではないかと思う。

委員 長： 私も今回のことに関しては、法的にも何ら問題はないということで今回は再任用に関してどうこうということはありませんが、教職員であるということ、教育職員であるという使命感ということ、県民感情として考えた時にやはり残念であるなという気持ちはある。使命感を持ってという期待もある。ただ、加藤委員が述べたように定年まできちんと過ごしてこられた方に対して、尊敬の念も忘れてはいけないと思うので非常に複雑な思いではあるが、再任用そのものの制度について再考するべきではあると思っている。

加藤委員： 最終的に再任用をするか否かということは、次の教育委員会で決めるということなので、今日、皆さんから出た意見を私自身も反芻して、その時にどういうふうに自分の立場を表明するか考えておく。

溝口委員： あと、もう一つ宿題というか、他県の様子も調べていただけないか。再任用に関して特に、かけこみ退職に関しては特によいが、再任用がどのような運用に他県でなっているか、今度再考する意味でも情報共有は必要だと思う。

教育 長： いままで地方公務員法が定年退職に限定していたものをそうではなくて準ずる者まで広げて国の法が改正されている中で条例も広げた訳である。その中でそれをまた狭めるということについての、何というか全体の流れに逆行するような、運用でやっているということは事実わかるが、その辺りについてはかなり慎重に議論しないと、何でも狭めて定年退職だけに限定するというのは、先生方にも定年前に介護で休まれて、また生活の問題で働き口をとという方にも、やはり、私はある意味では選択肢の一つとしても再任用制度は機能する面が大いにあると思うので、それは他県の例も現状と課題ということで情報を集めたいと思う。

溝口委員： 私は25年というところで、逆に30年ではいけないのかというところもあるし、もっと短くてもよいのかもしれないし、その辺りも理論武装ができていない状況なので、もっと長くてもよいのか、短くてもよいのか、議論する上でも情報がほしい。

加藤委員： 国民年金の支払対象は25年以上掛金を納めている人でした。それをさらに短くしようと、10年でも掛金を払った人に対しては年金を払いましょうというように25年から短くしようとしている訳ですよ。一方で、公務員に対しては25年では短すぎるからもっと長くするとか、あるいは、60歳の3月31日まで勤めなければだめだという議論になるとダブルスタンダードなのかなと思う。票が取れる国民に対しては、年金の支払いがどんどん甘くなって、自分がコントロールできる公務員に対してはますます厳しくするのは、私は民間出身だけど、その辺りはバランスを取るべきではないかと思う。バランスをとるために今回の退職金の引き下げがあった訳ですから、そういった運用において公務員と民間の中で逆なギャップができてしまうのもいかなものかと思う。

溝口委員： 狭めていくための調査ではなくて、そういった、退職が早くなっている分、再任用で職ができる意味では、定年退職者を除いてしまってもいいわけですよ。25年以上とか、逆にそういうロジックもできますよね。すごく前衛的過ぎるけれども、時代に即した、我々の世代は財政的にもっと落ちるから、そういうところも踏まえて、どういう条件が再任用でいいのかということ、再任用のどういう人を探りたいのかというキャリア像というか、再任用でなければだめという人の人物像の上でそういったものをちゃんと構築してほしい。

教育総務課事務統括監： 再任用の再検討については、現在、教育委員会で再任用のあり方について担当でワーキングを作ってやっている。もともと再任用のもう一つの側面は、年金と雇用の接続ということがあり、年金一元化に向けて平成26年からは61歳にならないと年金が貰えなくなる。そうすると、再任用しないと60歳では無収入になってしまう。そういう年金との背景があって、平成23年の人事院の勧告では、定年延長を検討しなさいということまで言われたが、定年延長というのは、年金が貰える歳まで勤めることができるように制度設計するという勧告があったが、結果として今の再任用制度を義務化する方向で検討したらどうだということで平成24年の政権交代前までは国から言われていた。政権が交代して、その議論は一時棚上げになっている状態なので、そういう年金と雇用の接続の観点で溝口委員の言った視点も踏まえながらワーキングの中で整理していきたい。

金子委員： これをきっかけにして、今、色々な経済的なことだけが課題になっているが、やはり、教育職というのは、子どもたちのために使命があるという、何が悪いとか、そういうことではないのだが、再任用が悪いとか、そういうことではないのだが、教育界、改めて使命が半分ある

のだという、そちらの方を忘れないでという議論に、そういうやりがいのある仕事だという、これをきっかけにしてそちらももっていきたいという思いがする。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項6を了承した。

第49号議案 静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則

委員 長： 議案書1頁「第49号議案 静岡県文化センター使用料条例施行規則の一部を改正する規則」について、谷野中央図書館長より説明願う。

中央図書館長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員 員： （異議なし）

委員 長： 第49号議案を原案どおり可決する。

第50号議案 静岡県指定文化財の指定

委員 長： 議案書5頁「第50号議案 静岡県指定文化財の指定」について、柳田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 私は異論ないのですけれども、プロモーションも積極的に、ただの文化財に指定して終わるのではなく、それがどれだけ歴史的に価値があるのかというのが初めて付加価値を付けてこそ意味があると思うので、名称だけ貰っても付加価値というのは皆さんに理解されないと思うので、ぜひそれも合わせてですね、いま説明を聞いてすごいものだなと価値が我々素人なんか思いますし、県民の皆さんそうだと思いますので、プロモーションの方も重ねてお願いします。

文化財保護課長： 特に二本ヶ谷の積石塚群については、4月に現地説明会も行ったり、例えば、こうしたイベントを通して啓発していくということで、浜松市もイベントを計画している。

斉藤委員： 二本ヶ谷の積石塚群は公園みたいな写真でしたね。あれは、芝生を植えたりして公園になっているのか。あれは、もともとあのようになっている訳ではなくて、近代の世の中で公園を作ったのか。

文化財保護課長： はい。やはり、古墳として浜松市も大事にして、公園化して見ていただくよう整備が進んできた状態が、あの写真になる。

斉藤委員： 駐車場も付いている訳ですね。20台ぐらい。

文化財保護課長： はい。駐車場もあります。

斉藤委員： ここは、勿論立ち入ってはいけないようになっているのですね、積石塚群の6基ですか、8基ですか。

文化財保護課長： 公園なので入れるようにはなっていると思いますが、上に立っていいとか、芝生に入っていいとか、そこまではわからない。道があるので、そこは通れると思う。

斉藤委員： 貴重な物が身近な所にあるというのは、溝口委員が言う通り、PRをした方がよいですね。

教育長： 以前、国宝の件もあったが、できるだけ来年度の移動教育委員会などの機会を捉えて、県や国が指定したものについては、直接我々も訪れるということがプロモーションにも繋がると思うので、また計画したいと思う。

委員長： いま教育長が言ったように移動教育委員会でもよいので、指定文化財を巡るとかというようなことを計画してもよいと思うので、何かとセットにしなくても、西の方の文化財を巡るとかということを考えてくれても結構です。私たちがこうして指定したものについては、自分たちの目で見えていくことも大事だと思う。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

委員長： 第50号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 「静岡県における大人の読書実態調査」報告

委員長： 報告事項1頁「報告事項1 「静岡県における大人の読書実態調査」報告」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 私たち若い世代は特にスマートフォンとか、タブレットを使う世代になると、私もそうなのだが雑誌とかはほとんどネットで買ってチェックして、それで必要であれば買ったりだとか、大人は隙間の時間で読書しますよね。タブレットに移行していく中、図書のあり方もペーパーだけではなくて、情報量の獲得という意味では大人に関しては、子どもは本だと思うが、大人に関してのあり方はいま大きく変わっていて、電子書籍というところが結構皆さん、新聞もそうなんですけど、その辺も考えた上での取組をぜひ入れていただければ、かなり情報量とかは多くなっているし、いま聞いているとペーパーが読書だという捉え方だが、電子書籍の読書をどう捉えるかを考えていくと、実際もっと読んでいるのではないかという気がする。

社会教育課長： 2頁のところエ・オの調査をしたが、実はこここのところの項目でネットの利用というのも調査項目に入れたのだが、この時点ではまだまだ少数派で、なかなかここに数値として表れる形にはならなかった。ただ、当然ながらこれから大きな要素になると考えているので、媒体はともあれ、読書の世界に入っていくことが大事だと考えている。

溝口委員：書店とか図書館に行くというのは、本を読むというよりも、雰囲気が好きなのだと思う。本を読むというのは、また違う、情報収集とか勉強でありますから、そこで読書なのかということも、書店に行ったから本を読んでいるかといったら、ぱらっと見て買っているかどうかはわからないが、買うために行く。図書館は、勉強だったり本だったりする訳だけど、その意味では今後広がってくると思うので、またターゲットにいれつつ、大人の読書のあり方が変化していることを踏まえて考えてほしい。

加藤委員：回収率が40パーセントというのは少ないと思う。それから想像すると回収に協力しない人は読んでいない人かなと思う。わざわざほとんど読んでいないというのをアンケートに書いて出すのははばかれるので、出さないとなると読まない人がものすごく多くなっているのかなと印象を持っている。それから、自分の半生を振り返って、本をよく読んだのは学生時代。社会人になってからは経営書を読んだ人は結構いた。私もサラリーマンをやっていたが、私は経営書を読むよりか、サラリーマンになって営業の仕事だったので、お客さんと話をしたり、現場で色々話を聞くほうがよっぽど楽しくて、本を読むことからは遠ざかっていた。それが、もうそろそろ仕事を辞めようかなという意識が出てきた頃から、また本をたくさん読むようになって、その本を読むことによって自分が本を読まない、ブランクの間に経験したことが本の中で復習する感じで今が一番本を読んでいる。そんなこともあるので、世代ごとにどういう本の読み方をするのか、世代ごとに本というのはどういう位置付けなのか、私はハウツーものの経営書は読まなかった。

斉藤委員：本を読まない理由は、「時間が無い」と「本を読まなくても不便はない」と聞いたが、その通りだと思う。30代はどうなのか、40代はどうなのか、50代はどうなのかと、年代別に出てくるとすごくそれが顕著になる。30代、40代は本を読んでいない。仕事が忙しくて読めないのが実態だろうと思う。50代、60代になると本を読み始めていく。この流れは仕方がない。昔からあったし、今でもそうである。質問項目で一つ入れてほしかったのは、自分はほとんど読まないかもしれないけれども、自分の子や孫に対して本を読ませたいかという質問項目があれば、相当の人たちがそう考えているのではないか。自らのことではなくて、子どもや孫の世代に対する期待が質問項目にあると面白かった。電子書籍の問題はあると思うが、これから増えるのは間違いない。現状では、最近の情報で講談社は1050億の総売り上げのうち、27億円がデジタルブックの売り上げであったと聞いた。それは、だいたい2.数パーセントぐらいである。これから、色々なタブレットや専用端末が出てくるともう少し増えてくるだろう。アメリカに行くと、20パーセントぐらいいくかもしれない。これが講談社の分析によると、紙の本に加えて新しい端末を使った読者が上乘せされてくることが期待さ

れる。私は3歳ぐらいの孫がいるのだが、娘のiPadで（人差し指で画面をなぞるように）こうやってやる、iPhoneでもこうやってやる、そればかり見ている。ご飯を集中して食べないと、iPhoneで動画を見せて、機嫌を取り直してからまた食べさせる。これはあまり良いことではないと感じている。3歳の子どももその動作を覚える。良い悪いは別にして、その子たちが大人になった時には、読書の形態は相当変わるだろうと思うが、今、祖父母としては子どもを膝に乗せて絵本を読んであげたいと思う。そのような体験が一番必要ではないかなと思う。乳児向けのブックリスト「本とともにだち」を全ての妊娠したお母さんに母子手帳を配布する時に全員に配るとするのは、生まれる前から子どもが生まれるならこのような本を読み聞かせすればよいのだなということを啓発していく意味で良い施策だと思う。

溝口委員：うちの子どもも同じ世代で電子端末の使い方に慣れているが、それでも、絵本に関しては膝の上に乗って声に出して読んでほしいと言う。声に出して情緒豊かに読むことはタブレットではできない。頁をめくる楽しさはタブレットでは味わえない。そういう意味では色々な世代間で読書の楽しみ方は多様化してくる。

金子委員：幼児期に絵本を読み聞かせすることは非常に良い。メディアを利用した読書は小学校高学年以降でよいと思う。ただし、色々な家庭があるので、それを家庭で禁止するのは至難の業である。したがって、鍵は保育園と幼稚園である。これにコミットすることができたらよい。先進的な幼稚園ではテレビや既成のおもちゃやゲームがない所もある。絵本とか、プラとか、牛乳パックとか、そういう自然のものでやっている先進的な所もある。意識の高い保護者のいる園ではそれをやっている。それで創造力のある、生きる力のある子どもが育っている。保育園をたくさん作ることもよいが、保育園のクオリティが大事だと感じている。保育士の質も大事だが、教育内容も大事。子どもはそれを一生引きずっていく。家庭にそれを期待することは限度がある。色々な家庭があって、通じることもあれば通じないこともある。これを普及させるためには、幼稚園と保育園が総ぐるみになって、こういうことを展開していけば、生きる力に繋がっていく。大きくなれば、コンピューターなどはすぐに慣れる。後追いでも全く問題ない。小学校就学前を家庭で過ごす子どもはほとんどおらず、幼稚園や保育園に通っているのです、手法としてこの辺りを利用することが大切である。

委員長：親子読書の推進が大事である。大人の読書のもう一回のきっかけになる。息子の通っている中学校で国語の先生が学級読書会をやった時に、とてもためらったようだが、親子で短い本を読んできて、おうちの方に感想を書いてもらう。それがとても成功したようである。学校としてこのような取組をしていくことが啓発活動に繋がる。自分が小学校3、4年生ぐらいになって一人でも読める本ができた時に、親子で同じ本を読んで、そのことについて親子であったり、今回は学級でその

ような取組をして感想を言い合ったり、とても子どもにも良かったし、親にも良かったし、先生にも新たな発見があったということで、そのような取組をしていくととても良い。「本とともにだち」も良くできていると思うので、子どもだけに薦めるのではなくて、子どもに良いと思うことは誰にでも良いと思うので、子どもが読んだらチェックをする、大人も読んだらチェックをするみたいな所があると、お互いの共通点というか、歳を取ってからそのことに触れていけるかなと思うので、そのような改善も考えてみたらどうか。中央図書館でも力を入れてやっているの、大人の読書が広がっていくとよいと思う。

金子委員：生涯学習の観点から、その次に社会教育、読書教育が手法としてあって、もっと具体的に県立中央図書館がある。このように階層的に体制ができてきて、中央図書館も紙媒体だけでなく、インターネットを利用した電子サービスもあるし、生涯学習の講座もあり、生涯学習の拠点となっていて、その中に読書が大きなウエイトを占めている。これは、非常に理想的な知的能力を将来にわたって育てていく大きな観点だと思う。

委員 長：その他、質疑等はあるか。

全委員 員：（特になし）

委員 長：報告事項1を了承した。

報告事項2 県立図書館在り方検討会報告

委員 長：報告事項5頁「報告事項2 県立図書館在り方検討会報告」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長：〈報告事項についての説明〉

委員 長：質疑等はあるか。

加藤委員：古典がほとんど書き直されていく。例えば、源氏物語が現代語に書き直されているのだが、デジタル化されて著作権が無くなった物はお金が取れない。そうすると、夏目漱石や森鷗外は我々の世代ではまだ原文で読んで十分に楽しめるが、今の若い人が楽しめるのか。無料で配られる本だから無料の物をお金をかけて翻訳する人はいない。けれども、漱石にしても鷗外にしても非常に読みにくい文章になりつつあるので、今の子どもたちにわかってもらうには、今の言葉で書き直す必要があるのではないか。それは、今のコモマーシャルイズムの世の中ではそれができないので、ノンコモマーシャルイズムの中でそれをやらないと残らないのではないかと思う。文化、文明の継承が教育の基本だし、図書館も文化、文明の意味では大きくて、それが今までは文字だけだったが、それが映像であったり、県立図書館を見ると古代のものが並べてあったりして、手には触れられないけど、目には訴える。昔は料理方法を伝承していく際にもレシピを書かなければいけなかったが、今ではビデオで料理しているところを記録しておけばいい。文化、文明の継承と発展ということに焦点をおけば、必ずしもかび臭い

本だけではない、色々な方法が出てくるのではないかと、そんなところで改革していく必要がある。

溝口委員： 司書教諭の配置が全国で最低レベルだという記事を見た。それを踏まえて、県立図書館がメッカというか、学校の司書と図書館とネットワーク化して、魅力ある図書館を運営していくためにも連携をしていくべきである。司書教諭をどう生かすか、それを県立図書館がセンターとなってイニシアチブをとって方策を考えてほしい。

社会教育課長： 実は中央図書館も総合教育センターも学校の司書との連携、あるいは研修体制がいくつかある。

総合教育センター所長： 総合教育センターには、生涯学習推進室という部署があり、行っている業務の中では学校図書館振興が重大な部分を占めているので、関係の皆さんを対象とした研修とか、一般県民を対象に加えた講座も行っているし、具体的な取組としては、学校図書館の改造にもセンター職員が出掛けて行って、学校の教職員の皆さんや学校司書共々活動していることもある。

金子委員： 司書は人件費がかかる。私の幼稚園では司書はいないが、園児個人で名前の書いてある木の札を持ち、借りたい本の所にそれを入れていく。ちゃんと袋を作らせて、毎日1冊借りていき、朝持ってきて自分で返す。盗難を気にしたら何もできない。それで、子どもたちの自主運営で20年間、非常にうまくやっている。たやすく借りられる。だから、司書に何かを教わらなければならないという難しい話ではない。

中央図書館長： 中央図書館に限らず、県立図書館は全国的に二重行政の問題等、様々な課題を抱えている。県立として市町をリードしていくと共に、市町との役割分担を明確化するとともに、MLA連携、図書館と文書館と博物館の連携など、幅広く展開していきたいと考えている。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項4 監査結果に関する報告

委員 長： 追加報告事項1頁「報告事項4 監査結果に関する報告」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： P T A会計について指摘を受けていて、学校だけでなく、学校を支援する団体に対してもコンプライアンスを遵守することを理解してもらわないといけない。意識改革の策はあるか、

教育総務課長： この問題は公費をどう使うかと、P T A会費をどう使うかの2つの観点があり、この2点の使い方が曖昧になっていたという指摘である。それを明確にするために我々ができることは、公費の使い方をきちんとルール化することと、外郭団体等におけるお金の使い方についても研究

を進めてもらう。今回指摘していただいたものを踏まえて、教育委員会としてどう対応するか、外郭団体にどう対応してもらうか、その二面で進めていくことで最終段階に入っている。

加藤委員： 本当は公費を使うべきだが、公費が足りなかったり、申請したけれどすぐに出てこなくて、PTAにはすぐに使えるお金があるから、子どもたちのために提供してあげたりということなら、ルール通りやったら子どもたちのためにならないかもしれない。子どもたちのためになるよう、ルールを整備しないと、ルールがいびつなので、それに合わせて子どもたちが受けるサービスを減らしてしまったら意味がない。

教育総務課長： そのような面もあるので、予算の使い方についてもこれから考えていかなければならない。

加藤委員： 私の母校には三つの寄附口座がある。同窓会費用を出す口座と特別な授業を受けたい時に講師を雇う口座と運動部を強化する口座である。これらは寄附だから良いのであって、PTA費として全ての保護者から一律に取ると問題になる。公費でこれらのことをしようとする予算が際限なく増えてしまいできない。でも、今どうしても必要な時に同窓会の有志から寄附を募るということは、現実的に行われている。そういう方法があると言うと、地域格差ができるけれども地域格差もありだという方向で認めていかないと、コミュニティスクールや学校評議員制度などは成立しない。お金を出さずに文句だけ言う評議員なら校長にとっていない方がよい。今回はよい機会なので、ルールというのは、子どもたちのためのルールでなければいけない。大人が人からとやかく言われないうために何もしないようにするようなルールだったらそんなルールは作らないほうがよい。そんなニュアンスが監査委員会にはあると思う。決して不正ではないよ、ルール作りをもう少し柔軟にやって、子どもたちのためになるような機動的なお金の使い方ができるような仕組みを考えてくださいよということなのだと思う。

教育総務課長： 基本的に必要なことは県で賄うべきだというのは間違いない。公費を支出するには、なかなか時間がかかるということで安易に外郭団体のお金を使っていることもあるのではないかという指摘なので、どういう形でやれば最低限必要な物に対応できるかという研究は必要だということ先程申し上げた。そして、プラスアルファの部分については、それから思いつきとかではなくて、きちんとした形で皆さんが納得できるような、あるいは了解できるような、そういうものを位置づけてやっていくことが必要だと思うので、線引きというか、ルール作りが必要だと認識している。加藤委員が言ったように全部が全部駄目だよということではないと理解している。

学校教育課参事： 文部科学省でも団体が主体的に決めて実施するものについては、これは否定するものではないという見解を示している。監査委員でも何でもかんでも学校でやることは公費でということではなく、誰が見ても公費だということをしかりと決めてくださいということだと受け止

めているので、そんな観点を踏まえて基準作りをしていく。

金子委員： 新聞報道で先に知ったのだが、先生が部活動の合宿中に高校生に酒をつがせて飲酒をしている。これは、軽微な事案なのか。

学校人事課長： 発覚したのは前年度であり、前学校人事課長が教育委員に情報を入れたとは聞いている。全体の中の経緯があり、学校人事課としては、部活動の不適切な指導について、それから体罰についての報告を受け調査をする中で、基本的には指導事項であると判断をし、対応したと引継ぎで聞いている。懲戒案件については定例会で報告し、審議いただいているが、整理としては指導事項については、重大なもの以外は報告してこなかったという事実がある。ただ、今年はある程度まとまったら指導事項についても一覧を示している。

金子委員： それはわかるが、これが懲戒に値しないかどうかという論点である。

学校人事課長： 懲戒に当たらないと判断した。

教育長： 金子委員の指摘にもあったように、指導事項と懲戒処分の線引きは課のレベルで対応する部分と、教育委員会事務局全体で対応する部分があって、なかなかその連携がどうだったのかという反省もある。学校人事課長が述べたように指導事項というのは、全て把握する中で教育委員の皆様にお知らせして、ひょっとしたら懲戒案件として検討する必要があるのではないかというものもあると思うので、いわゆる生徒の重大事故と同じような形で定期的に報告するシステム作りが必要だと思うので改善していきたい。

溝口委員： 今までグレーゾーンであったものは上がってこなかったと思うが、特に体罰とか微妙なところが上がってきているので、今年に入ってから体罰に関しては、報告も受けているので、金子委員が指摘したようなグレーゾーンは上げていく指針でお願いしたい。

加藤委員： その一方で、あまり我々も領域を広げることは賛成ではない。先生として学校の運営、それから子どもと先生の間の問題、この問題については、我々教育委員会として処罰についても考えなければいけないが、学校以外のこと、一般社会人として行動して、学校運営だとか、生徒に影響を及ぼさないところで起きたことについては、社会的な制裁ルールがあるのだから、それを優先して、そこで決まったことについて我々がフォローすればいいのではないか。

溝口委員： ケースバイケースだと思う。後になって我々が思っていた以上にそれが大きくなっていく場面もあるので非常に判断は難しいと思うが、迷ったらぜひ上げてほしい。

金子委員： 私はあげてくれということを申し上げた訳ではなく、先生が部活動の合宿でお酒を飲んで高校生に注がせたという行為について事務局のご見識は軽微なものであったかどうかということです。

教育長： 結果的にはこの案件は懲戒に値しないと判断し、文書訓告として指導した。

金子委員： 指導というのは文書訓告も含まれているのですね。わかりました。

委員 長： 監査委員からの指摘もあったように、生徒の非行に関して監査委員の皆さんも先日の意見交換の中で子どもたちの表れに対して心を痛めていると理解したのでそのことも重く受け止めていただきたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員 長： 報告事項4を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第52号議案 教職員の懲戒処分

<非>第53号議案 教職員の懲戒処分

<非>第51号議案 平成24年度 永年勤続者表彰被表彰者の決定

<非>報告事項3 平成23年度採用教員の勤務状況

<非>報告事項5 重大な生徒指導事案報告

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成24年度第23回教育委員会定例会を閉会とする。